

平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	5
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	6
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	18
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	19
(10) 虐待等による死亡事例	21
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. 都道府県における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について	25
5. クロス集計等分析結果表等	26-36

調査の概要

【調査目的】

平成 29 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、平成 29 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 28 年度以前に相談・通報があり、平成 29 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者とは」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合 (%) は四捨五入しているため、内訳の合計が 100% に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

平成29年度、全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,898件であった。平成28年度は1,723件であり、175件（10.2%）増加した。

表1 相談・通報件数

	29年度	28年度	増減
件数	1,898	1,723	175 (10.2%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（平成29年度内）

北海道	71	東京都	167	滋賀県	26	香川県	12
青森県	12	神奈川県	100	京都府	89	愛媛県	15
岩手県	11	新潟県	23	大阪府	288	高知県	35
宮城県	30	富山県	8	兵庫県	106	福岡県	71
秋田県	7	石川県	7	奈良県	33	佐賀県	9
山形県	15	福井県	8	和歌山県	16	長崎県	21
福島県	11	山梨県	12	鳥取県	12	熊本県	22
茨城県	22	長野県	38	島根県	16	大分県	20
栃木県	12	岐阜県	18	岡山県	28	宮崎県	23
群馬県	21	静岡県	39	広島県	34	鹿児島県	12
埼玉県	119	愛知県	80	山口県	22	沖縄県	16
千葉県	96	三重県	39	徳島県	6	合計	1,898

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計2,201人に対して、「当該施設職員」が23.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が20.9%、「当該施設管理者等」が13.4%、「当該施設元職員」が7.7%であった。なお、「本人による届出」は2.0%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複計上されるため、合計人数は相談・通報件数1,898件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	（医療機関従事者 （医師含む））	介護支援専門員	介護相談員
人数	43	460	510	169	296	51	84	17
割合(%)	2.0	20.9	23.2	7.7	13.4	2.3	3.8	0.8

(続き)

	セ ン タ ー 職 員 支 援	社 会 職 員 福 祉 協 議	団 体 連 合 会	国 民 健 康 保 険	都 道 府 県 連 絡	警 察	そ の 他	含 不 明 (匿 名 を 含 む)	合 計
人数	76	11	9	77	49	236	113	2,201	
割合(%)	3.5	0.5	0.4	3.5	2.2	10.7	5.1	100.0	

(3) 事実確認の状況 (表4～表6)

平成29年度において「事実確認を行った事例」は1,755件、「事実確認を行わなかった事例」は243件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が502件、虐待の「事実が認められなかった」が747件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が506件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の243件について、その理由は、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が58件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が73件、「都道府県へ事実確認を依頼」が7件、「その他」が105件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった1,755件では6日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった502件では24日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち平成29年度内に通報・相談)	(うち平成28年度以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	1,755	(1,659)	(96)	(87.8)
事実が認められた	502	(461)	(41)	[25.1]
事実が認められなかった	747	(718)	(29)	[37.4]
虐待の有無の判断に至らなかった	506	(480)	(26)	[25.3]
事実確認を行っていない事例	243	(239)	(4)	(12.2)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	58	(58)	(0)	[2.9]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	73	(71)	(2)	[3.7]
都道府県へ事実確認を依頼	7	(6)	(1)	[0.4]
その他	105	(104)	(1)	[5.3]
合計	1,998	(1,898)	(100)	100

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	407	136	100	246	271	206	104	285	1,755

中央値6日

表6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	63	10	10	49	58	44	37	231	502

中央値24日

(4) 虐待の発生要因 (表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」であった。

表 7 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	303	60.1
職員のストレスや感情コントロールの問題	133	26.4
倫理観や理念の欠如	58	11.5
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	38	7.5
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	37	7.3
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28	5.6
その他	21	4.2

(注) 回答のあった504件の事例を集計。

(5) 過去の指導等 (表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、3割程度が過去に何らかの指導等や対応が行われていた。過去にも虐待事例が発生していたケースが16件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合 (%)
なし・不明		353	69.2
あり		157	30.8
(複数回答)	虐待歴あり	(16)	(10.2)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(20)	(12.7)
	苦情対応あり	(34)	(21.7)
	事故報告あり	(2)	(1.3)
	指導あり	(75)	(47.8)
	身体拘束に関する減算・指導あり	(4)	(2.5)
	監査・立入検査等の実施あり	(18)	(11.5)
	その他	(18)	(11.5)
合計		510	100.0

(6) 都道府県への報告 (表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「法」という。) 第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 1,755 件のうち、527 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 502 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 25 件であった。

表9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	527 件
虐待の事実が認められた	502 件
都道府県と共同して事実確認を行う必要がある	25 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表10）

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例25件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」は2件、「虐待ではないと判断した」は1件、「虐待の有無の判断に至らなかった」は17件であった。

表10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例	25 件
虐待の事実が認められた	2 件
虐待ではないと判断した	1 件
虐待の有無の判断に至らなかった	17 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	5 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が21件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が6件、「虐待ではないと判断した」が5件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が9件であった。

表11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	21 件
虐待の事実が認められた	6 件
虐待ではないと判断した	5 件
虐待の有無の判断に至らなかった	9 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	0 件
事実確認を行わなかった	1 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表12、表13）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行った事例が502件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が2件、都道府県が直接、通報等を受理した事例が6件であり、これらを合わせた総数は510件であった。これを都道府県別にみると表13のとおりである。

表12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
29年度	502	2	6	510
28年度	450	1	1	452
増減	52 (11.6%)	1 (100.0%)	5 (500.0%)	58 (12.8%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 29 年度内)

北海道	26	東京都	54	滋賀県	11	香川県	1
青森県	4	神奈川県	29	京都府	18	愛媛県	4
岩手県	3	新潟県	7	大阪府	45	高知県	14
宮城県	4	富山県	1	兵庫県	20	福岡県	20
秋田県	0	石川県	3	奈良県	13	佐賀県	3
山形県	1	福井県	2	和歌山県	2	長崎県	17
福島県	4	山梨県	4	鳥取県	3	熊本県	8
茨城県	8	長野県	13	島根県	4	大分県	4
栃木県	0	岐阜県	4	岡山県	9	宮崎県	7
群馬県	10	静岡県	9	広島県	14	鹿児島県	1
埼玉県	32	愛知県	28	山口県	7	沖縄県	10
千葉県	17	三重県	10	徳島県	2	合計	510

以下、虐待の事実が認められた 510 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別 (表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 30.4%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 21.6%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 14.3%、「介護老人保健施設」が 10.4%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別 養護 老人 ホーム	介護 老人 保健 施設	療 養 型 医 療 施設	共 同 生 活 対 応 型 認 知 症 介 護	有 料 老 人 ホ ム	(内訳)		型小 居規 宅模 介多 護機 等能
						住 宅 型	介 護 付 き	
件数	155	53	3	73	110	(67)	(43)	14
割合(%)	30.4	10.4	0.6	14.3	21.6	(13.1)	(8.4)	2.7

	ホ 軽 費 老 人 ホ ム	ホ 養 護 老 人 ホ ム	所 老 人 施 設 短 期 入	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	援 居 等 宅 介 護 支	そ の 他	合 計
件数	5	9	18	16	34	7	13	510
割合(%)	1.0	1.8	3.5	3.1	6.7	1.4	2.5	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 41 件を除く 469 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、469 件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は 854 人であった。

ア. 虐待の種別（表 15）

虐待の種別（複数回答）は、「身体的虐待」が 59.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 30.6%、「介護等放棄」が 16.9%、「経済的虐待」が 8.0%であった。

表 15 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	511	144	261	28	68
割合(%)	59.8	16.9	30.6	3.3	8.0

（注）被虐待高齢者が特定できなかった 41 件を除く 469 件における被虐待高齢者の総数 854 人に対する集計（表 16～22 も同様）。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 854 人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 16）

「身体拘束あり」が 32.3%、「身体拘束なし」が 67.7%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
276 人 (32.3%)	578 人 (67.7%)	854 人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 17）

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が53.7%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は1.5%であった。被虐待者の死亡はなかった。

表 17 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合 (%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	459	(53.7%)
2	130	(15.2%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	238	(27.9%)
4	14	(1.6%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	13	(1.5%)
合計	854	(100.0%)

(4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 18）

「男性」が29.5%、「女性」が70.5%と、全体の約7割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
252 人 (29.5%)	602 人 (70.5%)	0 人 (0.0%)	854 人 (100.0%)

イ. 年齢（表 19）

「85～89歳」が26.7%と最も多く、次いで「90～94歳」が20.4%、「80～84歳」が19.2%、「75～79歳」が11.9%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	28	32	47	102	164	228	174	67	9	3	854
割合 (%)	3.3	3.7	5.5	11.9	19.2	26.7	20.4	7.8	1.1	0.4	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 20～表 22）

「要介護4」が29.9%と最も多く、次いで「要介護5」が26.6%、「要介護3」が20.4%あり、合わせて「要介護3以上」が76.8%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は75.8%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は65.2%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	4	0.5
要支援 1	7	0.8
要支援 2	8	0.9
要介護 1	65	7.6
“ 2	93	10.9
“ 3	174	20.4
“ 4	255	29.9
“ 5	227	26.6
不明	21	2.5
合計	854	100.0
(再掲) 要介護3以上	(656)	(76.8)

表 21 認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	26	3.0
認知症日常生活自立度 I	55	6.4
“ II	127	14.9
“ III	252	29.5
“ IV	130	15.2
“ M	22	2.6
認知症あるが自立度は不明	116	13.6
認知症の有無が不明	126	14.8
合計	854	100.0
(再掲) 自立度 II 以上 (※)	(647)	(75.8)

(注) 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度 II 以上」の他「自立度 I」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	9	1.1
日常生活自立度（寝たきり度） J	32	3.7
“ A	158	18.5
“ B	293	34.3
“ C	106	12.4
不明	256	30.0
合計	854	100.0
(再掲) 日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(557)	(65.2)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 70 件を除く 440 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、440 件の事例において特定された虐待者の総数は 592 人であった。

ア. 年齢（表 23）

「30～39 歳」が 22.3%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 17.1%、「50～59 歳」が 15.9%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	92	132	101	94	62	111	592
割合(%)	15.5	22.3	17.1	15.9	10.5	18.8	100.0

イ. 職種（表 24）

「介護職」が 79.7%、「管理職」が 4.7%、「看護職」が 4.6%、「施設長」が 3.0%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明			
人数	472	(128)	(127)	(217)	27	28	18
割合(%)	79.7	(27.1)	(26.9)	(46.0)	4.6	4.7	3.0

	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
人数	9	38	0	592
割合(%)	1.5	6.4	0.0	100.0

ウ. 性別 (表 25)

「男性」が 54.9%、「女性」が 42.6%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
325 人 (54.9%)	252 人 (42.6%)	15 人 (2.5%)	592 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 26～表 28)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 574 件 (平成 28 年度以前に虐待と認定して平成 29 年度に対応した 64 件を含む。) について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 423 件、「改善計画提出依頼」が 457 件、「従事者等への注意・指導」が 240 件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	423 件
	改善計画提出依頼	457 件
	従事者等への注意・指導	240 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 172 件、「改善勧告」が 66 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 3 件、「改善命令」が 12 件、「指定の効力停止」が 3 件、「指定の取消」が 1 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 55 件、「改善命令」が 16 件であった。

表 27 介護保険法、老人福祉法の規定による権限の行使（複数回答）

介護保険法の規定による権限の行使 (都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	172 件
	改善勧告	66 件
	改善勧告に従わない場合の公表	3 件
	改善命令	12 件
	指定の効力停止	3 件
	指定の取消	1 件
老人福祉法の規定による権限の行使 (都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	55 件
	改善命令	16 件
	事業の制限、停止、廃止	0 件
	認可取消	0 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 407 件、「勧告等への対応」が 36 件であった。

表 28 当該施設等における改善措置（複数回答）

当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等からの改善計画の提出	407 件
	市町村による「改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(268件)
	報告徴収等に対する改善	(139件)
	勧告等への対応	36 件
	その他	28 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 29、表 30）

平成 29 年度に全国の 1,741 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、30,040 件であった。平成 28 年度は 27,940 件であり、2,100 件（7.5%）増加した。

表 29 相談・通報件数

	29年度	28年度	増減
件数	30,040	27,940	2,100 (7.5%)

表 30 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（平成 29 年度内）

北海道	1,066	東京都	3,587	滋賀県	534	香川県	193
青森県	341	神奈川県	1,709	京都府	983	愛媛県	256
岩手県	260	新潟県	895	大阪府	2,993	高知県	185
宮城県	679	富山県	353	兵庫県	1,802	福岡県	896
秋田県	204	石川県	337	奈良県	252	佐賀県	136
山形県	273	福井県	221	和歌山県	261	長崎県	255
福島県	435	山梨県	226	鳥取県	122	熊本県	317
茨城県	490	長野県	561	島根県	180	大分県	261
栃木県	271	岐阜県	379	岡山県	423	宮崎県	219
群馬県	248	静岡県	649	広島県	711	鹿児島県	229
埼玉県	1,406	愛知県	1,650	山口県	246	沖縄県	279
千葉県	1,609	三重県	361	徳島県	97	合計	30,040

(2) 相談・通報者（表 31）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 32,573 人に対して、「介護支援専門員」が 28.1%と最も多く、次いで「警察」が 23.0%、「家族・親族」が 9.1%、「被虐待者本人」が 7.3%、「介護保険事業所職員」が 6.5%、「当該市町村行政職員」が 6.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 30,040 件と一致しない。

表 31 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	9,163	2,117	1,611	1,168	877	2,364	2,971	506	1,988	7,499	2,260	49	32,573
割合(%)	28.1	6.5	4.9	3.6	2.7	7.3	9.1	1.6	6.1	23.0	6.9	0.2	100.0

(3) 事実確認の状況 (表 32~34)

平成 29 年度において「事実確認を行った事例」が 30,013 件、「事実確認を行っていない事例」が 1,321 件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った」が 137 件であり、「訪問調査を行った」が 20,202 件、「関係者からの情報収集を行った」が 9,674 件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が 1,021 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 300 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 10,663 件では 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった 4,565 件では 1 日 (翌日) であった。

表 32 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成29年度内に通報・相談)	(うち平成28年度以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認を行った事例	30,013	28,733	1,280	95.8
立入調査以外の方法により調査を行った	29,876	28,612	1,264	(95.3)
訪問調査を行った	20,202	19,308	894	[64.5]
関係者からの情報収集を行った	9,674	9,304	370	[30.9]
立入調査により調査を行った	137	121	16	(0.4)
警察が同行した	101	90	11	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった	36	31	5	[0.1]
事実確認を行っていない事例	1,321	1,307	14	4.2
虐待ではなく事実確認不要と判断した事例	1,021	1,010	11	(3.3)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	300	297	3	(1.0)
合 計	31,334	30,040	1,294	100.0

表 33 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	5,831	1,427	582	1,262	817	287	139	318	10,663

中央値0日 (即日)

(注) 回答のあった 10,663 件の事例を集計

表 34 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	1,968	510	227	557	534	256	140	373	4,565

中央値1日 (翌日)

(注) 回答のあった 4,565 件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 35、表 36)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) の件数は、17,078 件であった。平成 28 年度は 16,384 件であり、694 件 (4.2%) 増加した。

表 35 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,078	56.9
虐待ではないと判断した事例	6,676	22.2
虐待の判断に至らなかった事例	6,259	20.9
合計	30,013	100.0

表 36 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（平成 29 年度内）

北海道	404	東京都	2,728	滋賀県	355	香川県	137
青森県	195	神奈川県	1,082	京都府	663	愛媛県	116
岩手県	140	新潟県	447	大阪府	1,350	高知県	85
宮城県	406	富山県	242	兵庫県	982	福岡県	495
秋田県	100	石川県	153	奈良県	138	佐賀県	42
山形県	157	福井県	104	和歌山県	154	長崎県	150
福島県	260	山梨県	128	鳥取県	74	熊本県	166
茨城県	274	長野県	294	島根県	109	大分県	131
栃木県	185	岐阜県	237	岡山県	257	宮崎県	113
群馬県	143	静岡県	371	広島県	370	鹿児島県	122
埼玉県	559	愛知県	1,105	山口県	110	沖縄県	156
千葉県	809	三重県	227	徳島県	53	合計	17,078

(5) 虐待の発生要因（表 37）

虐待が発生した要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」（24.2%）、「虐待者の障害・疾病」（21.8%）、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（14.2%）、「被虐待者の認知症の症状」（13.7%）、「経済的困窮（経済的問題）」（12.3%）、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」（11.5%）等が挙げられている。

表 37 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,285	24.2%
虐待者の障害・疾病	1,160	21.8%
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	610	11.5%
虐待者の知識や情報の不足	294	5.5%
虐待者の飲酒の影響	289	5.4%
虐待者の理解力の不足や低下	280	5.3%
虐待者の精神状態が安定していない	267	5.0%
虐待者の介護力の低下や不足	150	2.8%
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	58	1.1%
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	22	0.4%
虐待者のギャンブル依存	16	0.3%
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1	0.0%
虐待者側のその他の要因	264	5.0%

		件数	割合 (%)
被虐待者側の要因	被虐待者の認知症の症状	729	13.7%
	被虐待者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	263	4.9%
	被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）	162	3.0%
	被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	146	2.7%
	被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	33	0.6%
	被虐待者への排泄介助の困難さ	21	0.4%
	被虐待者側のその他の要因	54	1.0%
家庭の要因	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	755	14.2%
	経済的困窮（経済的問題）	656	12.3%
	家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題 （虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	66	1.2%
	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	33	0.6%
	家庭内におけるその他の要因	23	0.4%
	家庭におけるその他の要因	48	0.9%
その他	ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	13	0.2%
	その他ケアマネジメントや制度関係の問題	1	0.0%

（注）回答のあった5,316件の事例を集計

以下、虐待判断件数 17,078 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,078 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,538 人であった。

（6）虐待の内容

ア. 虐待の種別（表 38）

虐待の種別（複数回答）は、「身体的虐待」が 66.7%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.1%、「介護等放棄」が 20.3%、「経済的虐待」が 18.3%、「性的虐待」が 0.4%であった。

表 38 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,704	3,566	6,853	73	3,202
割合 (%)	66.7	20.3	39.1	0.4	18.3

（注）被虐待高齢者の総数17,538人に対する集計（表39～42も同様）。ただし、1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数17,538人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ

性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 39）

5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が34.0%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が30.1%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は8.3%であった。

表 39 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合 (%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,284	30.1
2	3,427	19.5
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,959	34.0
4	1,407	8.0
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,461	8.3
合計	17,538	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 40、表 41）

性別では「女性」が76.1%、「男性」が23.9%であり、女性が8割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が24.4%と最も多かった。

表 40 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
4,195 (23.9%)	13,343 (76.1%)	17,538 (100.0%)

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,820	2,481	3,644	4,274	3,300	1,984	35	17,538
割合 (%)	10.4	14.1	20.8	24.4	18.8	11.3	0.2	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 42）

被虐待高齢者 17,538 人のうち、「要介護認定済み」が 11,753 人（67.0%）であった。

表 42 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	4,744	27.0
要介護認定 申請中	545	3.1
要介護認定 済み	11,753	67.0
要介護認定 非該当（自立）	420	2.4
不明	76	0.4
合計	17,538	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況（表 43～表 47）

要介護認定者 11,753 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 24.5%と最も多く、次いで「要介護 2」が 22.2%、「要介護 3」が 18.2%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 71.5%（被虐待高齢者全体（17,538 人）の 47.9%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 69.1%であった。

表 43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援 1	809	6.9
要支援 2	978	8.3
要介護 1	2,878	24.5
” 2	2,604	22.2
” 3	2,136	18.2
” 4	1,494	12.7
” 5	829	7.1
不明	25	0.2
合計	11,753	100.0
（再掲）要介護3以上	（4,459）	（37.9）

表 44 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	1,104	9.4
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,002	17.0
” Ⅱ	4,097	34.9
” Ⅲ	2,966	25.2
” Ⅳ	847	7.2
” M	186	1.6
認知症あるが自立度は不明	304	2.6
認知症の有無が不明	247	2.1
合計	11,753	100.0
（再掲）自立度Ⅱ以上（※）	（8,400）	（71.5）

（注）「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

（※）自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 45 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	441	3.8
日常生活自立度（寝たきり度）J	2,565	21.8
” A	4,789	40.7
” B	2,489	21.2
” C	849	7.2
不明	620	5.3
合計	11,753	100.0
（再掲）日常生活自立度（寝たきり度）A以上	（8,127）	（69.1）

表 46 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護サービスを受けている	9,522	81.0
過去受けていたが虐待判断時点では受けていない	453	3.9
過去も含め受けていない	1,676	14.3
不明	102	0.9
合計	11,753	100.0

表 47 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
訪問介護	2,573	27.0%	115	25.4%	2,688	26.9%
訪問入浴介護	127	1.3%	1	0.2%	128	1.3%
訪問看護	1,058	11.1%	31	6.8%	1,089	10.9%
訪問リハビリテーション	207	2.2%	5	1.1%	212	2.1%
居宅療養管理・訪問診療	111	1.2%	2	0.4%	113	1.1%
デイサービス	6,058	63.6%	227	50.1%	6,285	63.0%
デイケア（通所リハ）	706	7.4%	23	5.1%	729	7.3%
福祉用具貸与等	1,658	17.4%	47	10.4%	1,705	17.1%
住宅改修	25	0.3%	15	3.3%	40	0.4%
グループホーム	40	0.4%	5	1.1%	45	0.5%
小規模多機能	290	3.0%	8	1.8%	298	3.0%
ショートステイ	1,452	15.2%	41	9.1%	1,493	15.0%
老人保健施設	90	0.9%	6	1.3%	96	1.0%
特別養護老人ホーム	69	0.7%	3	0.7%	72	0.7%
有料老人ホーム・特定施設	26	0.3%	7	1.5%	33	0.3%
介護療養型医療施設	3	0.0%	1	0.2%	4	0.0%
複合型サービス	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
定期巡回・随時訪問サービス	24	0.3%	0	0.0%	24	0.2%
その他	72	0.8%	6	1.3%	78	0.8%
詳細不明・特定不能	94	1.0%	15	3.3%	109	1.1%

(注) 割合は、表 46 の介護サービスを受けている (9,522 人)、過去受けていたが虐待判断時点では受けていない (453 人) に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 48）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 50.5%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 36.6%であり、87.1%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 48 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	8,863	6,413	2,095	154	13	17,538
割合 (%)	50.5	36.6	11.9	0.9	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 49）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 35.7%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 22.0%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 13.2%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 13.2%の順であった。

表 49 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,291	3,855	6,257	2,307	2,307	1,498	23	17,538
割合 (%)	7.4	22.0	35.7	13.2	13.2	8.5	0.1	100.0

(注) 「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 50）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 40.3%と最も多く、次いで「夫」が 21.1%、「娘」が 17.4%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,078 件に対する虐待者の総数は 18,666 人であった。

表 50 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,943	1,188	7,530	3,251	677	226	365	666	801	19	18,666
割合 (%)	21.1	6.4	40.3	17.4	3.6	1.2	2.0	3.6	4.3	0.1	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 51）

虐待者の年齢は、「50～59歳」が 24.2%と最も多く、次いで「40～49歳」が 18.0%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 16.4%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 14.9%の順となっている。

表 51 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,480	3,357	4,511	1,501	1,559	1,315	1,477	1,351	694	198	1,223	18,666
割合 (%)	7.9	18.0	24.2	8.0	8.4	7.0	7.9	7.2	3.7	1.1	6.6	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 52）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 49.9%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 27.8%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 12.1%であった。

表 52 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	6,590	27.8
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	11,821	49.9
現在対応について検討・調整中の事例	701	3.0
虐待判断時点で既に分離状態の事例	2,865	12.1
その他	1,690	7.1
合計	23,667	100.0

(注) 虐待での対応には、平成 28 年度以前に虐待と認定して平成 29 年度に対応したものを含むため、合計人数は平成 29 年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 17,538 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応 (表 53)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.1%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 15.1%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.9%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」が 13.9%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 918 人のうち 549 人 (59.8%) について面会を制限する措置が行われていた。

表 53 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	2,316	35.1
やむを得ない事由等による措置	918	13.9
うち、面会の制限を行った事例	(549)	(59.8)
緊急一時保護	652	9.9
医療機関への一時入院	996	15.1
上記以外の住まい・施設等の利用	916	13.9
虐待者を高齢者から分離(転居等)	469	7.1
その他	323	4.9
合計	6,590	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 54)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 52.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.3%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,169 件 (26.8%)

表 54 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	6,225	52.7
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	310	2.6
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	901	7.6
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,113	26.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	519	4.4
その他	1,736	14.7

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待者 11,821 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応（表 55）

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 849 人、「利用手続中」が 561 人であり、これらを合わせた 1,410 人のうち、市町村長申立の事例は 899 人（63.8%）であった。一方、日常生活自立支援事業の利用は 399 人であり、うち成年後見制度利用手続中は 28 人であった。

表 55 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度利用開始済	849
成年後見制度利用手続中	561

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 事件形態及び被害者数（表 56）

「養護者による被養護者の殺人」が 9 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 7 人「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 2 人、「心中」が 2 人であった。

表 56 事件形態

	人数
養護者による被養護者の殺人	9
養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死	2
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	7
心中（養護者、被養護者とも死亡）	2
その他	8
合計	28

イ. 加害者の性別及び続柄（表 57）

加害者の性別は「男性」が 19 人（67.9%）、「女性」が 9 人（32.1%）であり、続柄は「息子」が 16 人（57.1%）、「娘」が 5 人（17.9%）であった。

表 57 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	2	2	16	5	0	0	1	1	1	0	28
構成割合（%）	7.1	7.1	57.1	17.9	0.0	0.0	3.6	3.6	3.6	0.0	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 58）

被害者の性別は「男性」が 8 人（28.6%）、「女性」が 20 人（71.4%）であった。年齢は「80～84 歳」が 9 人（32.1%）、「75～79 歳」が 7 人（25.0%）であった。

表 58 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	4	2	7	9	2	4	28
構成割合(%)	14.3	7.1	25.0	32.1	7.1	14.3	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 59）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」が 10 人（35.7%）、
「過去受けていたが事件時点では受けていない」が 2 人（7.1%）、「過去も含め受けていない」が 15 人（53.6%）であった。

表 59 介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護サービスを受けている	10	35.7
過去受けていたが事件時点では受けていない	2	7.1
過去も含め受けていない	15	53.6
不明	1	3.6
合計	28	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成29年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が83.2%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が84.6%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が83.6%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が81.3%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が49.9%、「介護保険サービス事業所等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」が49.6%と半数程度にとどまっていた。

表60 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、平成29年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	28実施済
体制・施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成29年度中)	1,448 83.2	293 16.8	1,438 82.6
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,308 75.1	433 24.9	1,323 76.0
	高齢者虐待にかかる講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動	1,130 64.9	611 35.1	1,132 65.0
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,159 66.6	582 33.4	1,151 66.1
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,473 84.6	268 15.4	1,459 83.8
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,456 83.6	285 16.4	1,454 83.5
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,415 81.3	326 18.7	1,396 80.2
	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,029 59.1	712 40.9	1,035 59.4
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,233 70.8	508 29.2	1,213 69.7
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,290 74.1	451 25.9	1,285 73.8
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	863 49.6	878 50.4	854 49.1
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	869 49.9	872 50.1	842 48.4
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,168 67.1	573 32.9	1,136 65.2
	介護保険施設に法について周知	1,066 61.2	675 38.8	1,050 60.3

(参考) 実施状況について

体制・ 施策強化	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、くらしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤虐待者（養護者）に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等例）ネットワーク参加団体等からの相談を受け、孤立、介入拒否、SOSを発することができない高齢者等について、アトリチによる働きかけを実施。 各地域包括支援センターに訪問支援員を配置し、ひとり暮らし高齢者等のうち要援護高齢者の掘りおこし・ニーズの把握を行う事業を、平成29年度モデル実施し、平成30年度からは全地域にて実施。
行政機 関連携	⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、市民後見人の育成など
	⑧警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に行うなど
	⑨居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
ネット ワーク 構築	⑩「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、企業などと連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築。定期に開催（ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々）
	⑪「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑫「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約（高齢者虐待対応チーム）
法の 周知	⑬居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑭介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 29 年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「普及啓発（市町村職員等の研修）」は 41 都道府県（87.2%）で、「権利擁護相談窓口の設置」は 36 都道府県（76.6%）で実施済であるが、「普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）」（実施済：12 都道府県）、「普及啓発（リーフレットの作成等）」（実施済：15 都道府県）、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」（実施済：12 都道府県）などは 3 割程度にとどまっていた。

表 61 都道府県における体制整備等に関する状況

（上：都道府県数、下：割合（%））

		実施済	未実施
高齢者権利擁護等推進事業関連	身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催	12	35
		25.5	74.5
	権利擁護推進員養成研修	27	20
		57.4	42.6
	看護職員研修	25	22
		53.2	46.8
	権利擁護相談窓口の設置	36	11
		76.6	23.4
	普及啓発（市町村職員等の研修）	41	6
		87.2	12.8
	普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）	12	35
		25.5	74.5
普及啓発（リーフレットの作成等）	15	32	
	31.9	68.1	
普及啓発（その他）	12	35	
	25.5	74.5	
権利擁護強化事業	7	40	
	14.9	85.1	
高齢者虐待防止シェルター確保事業	1	46	
	2.1	97.9	
上記補助事業以外の独自の取組	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	39	8
	市町村のネットワーク構築支援、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	26	21
		55.3	44.7

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 62 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／I (n=65)	人数	27	10	31	4	10
	割合(%)	41.5	15.4	47.7	6.2	15.4
II (n=111)	人数	46	20	54	1	11
	割合(%)	41.4	18.0	48.6	0.9	9.9
III (n=237)	人数	157	49	72	9	10
	割合(%)	66.2	20.7	30.4	3.8	4.2
IV／M (n=146)	人数	105	33	36	3	1
	割合(%)	71.9	22.6	24.7	2.1	0.7
合計 (n=559)	人数	335	112	193	17	32
	割合(%)	59.9	20.0	34.5	3.0	5.7

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 63 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護1以下 (n=72)	人数	23	10	32	2	19
	割合(%)	31.9	13.9	44.4	2.8	26.4
要介護2 (n=79)	人数	32	6	37	4	10
	割合(%)	40.5	7.6	46.8	5.1	12.7
要介護3 (n=158)	人数	92	25	53	4	6
	割合(%)	58.2	15.8	33.5	2.5	3.8
要介護4 (n=244)	人数	172	47	66	7	9
	割合(%)	70.5	19.3	27.0	2.9	3.7
要介護5 (n=217)	人数	154	50	49	7	6
	割合(%)	71.0	23.0	22.6	3.2	2.8
合計 (n=770)	人数	473	138	237	24	50
	割合(%)	61.4	17.9	30.8	3.1	6.5

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 64 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
J 以下 (n=26)	人数	15	4	11	0	3
	割合 (%)	57.7	15.4	42.3	0.0	11.5
A (n=139)	人数	67	13	62	10	14
	割合 (%)	48.2	9.4	44.6	7.2	10.1
B (n=277)	人数	175	61	91	2	10
	割合 (%)	63.2	22.0	32.9	0.7	3.6
C (n=103)	人数	68	35	25	4	4
	割合 (%)	66.0	34.0	24.3	3.9	3.9
合計 (n=545)	人数	325	113	189	16	31
	割合 (%)	59.6	20.7	34.7	2.9	5.7

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 65 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=344)	人数	245	77	93	11	9
	割合 (%)	71.2	22.4	27.0	3.2	2.6
GH・小規模多機能 (n=154)	人数	69	9	78	8	11
	割合 (%)	44.8	5.8	50.6	5.2	7.1
その他入所系 (n=292)	人数	175	52	70	6	30
	割合 (%)	59.9	17.8	24.0	2.1	10.3
居宅系(n=64)	人数	22	6	20	3	18
	割合 (%)	34.4	9.4	31.3	4.7	28.1
合計 (n=854)	人数	511	144	261	28	68
	割合 (%)	59.8	16.9	30.6	3.3	8.0

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 65-2 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細）

	被虐待高齢者数	虐待種別					虐待に該当する身体拘束	
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
特別養護老人ホーム	人数	235	164	68	74	10	1	70
	割合(%)	100.0	69.8	28.9	31.5	4.3	0.4	29.8
介護老人保健施設	人数	106	79	9	19	1	7	57
	割合(%)	100.0	74.5	8.5	17.9	0.9	6.6	53.8
介護療養型医療施設	人数	3	2	0	0	0	1	0
	割合(%)	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
認知症対応型共同生活介護	人数	119	62	8	52	7	9	31
	割合(%)	100.0	52.1	6.7	43.7	5.9	7.6	26.1
有料老人ホーム	人数	213	133	33	50	2	23	87
	割合(%)	100.0	62.4	15.5	23.5	0.9	10.8	40.8
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(143)	(91)	(24)	(31)	(1)	(11)	(66)
	割合(%)	(100.0)	(63.6)	(16.8)	(21.7)	(0.7)	(7.7)	(46.2)
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(70)	(42)	(9)	(19)	(1)	(12)	(21)
	割合(%)	(100.0)	(60.0)	(12.9)	(27.1)	(1.4)	(17.1)	(30.0)
小規模多機能型居宅介護等	人数	35	7	1	26	1	2	4
	割合(%)	100.0	20.0	2.9	74.3	2.9	5.7	11.4
軽費老人ホーム	人数	5	3	0	2	2	0	0
	割合(%)	100.0	60.0	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0
養護老人ホーム	人数	24	6	9	6	0	7	0
	割合(%)	100.0	25.0	37.5	25.0	0.0	29.2	0.0
老人短期入所施設	人数	34	22	9	8	0	0	7
	割合(%)	100.0	64.7	26.5	23.5	0.0	0.0	20.6
訪問介護等	人数	18	7	0	6	1	6	4
	割合(%)	100.0	38.9	0.0	33.3	5.6	33.3	22.2
通所介護等	人数	33	13	2	12	2	7	5
	割合(%)	100.0	39.4	6.1	36.4	6.1	21.2	15.2
居宅介護支援等	人数	8	2	0	2	0	4	2
	割合(%)	100.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0
その他	人数	21	11	5	4	2	1	9
	割合(%)	100.0	52.4	23.8	19.0	9.5	4.8	42.9
合計	人数	854	511	144	261	28	68	276
	割合(%)	100.0	59.8	16.9	30.6	3.3	8.0	32.3

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 66 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

	男性	女性	不明	合計	
本調査での虐待者	人数	325	252	15	592
	割合(%)	54.9	42.6	2.5	100.0
介護従事者	人数	4,731	15,927	592	21,250
	割合(%)	22.3	75.0	2.8	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成29年度介護労働実態調査』による。

表 67 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	69	94	52	56	271
	割合(%)	25.5	34.7	19.2	20.7	100.0
女性	人数	23	36	49	100	208
	割合(%)	11.1	17.3	23.6	48.1	100.0
合計	人数	92	130	101	156	479
	割合(%)	19.2	27.1	21.1	32.6	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合(%)	16.2	37.8	29.0	17.0	100.0
女性	割合(%)	7.0	18.0	30.4	44.6	100.0

(資料) 介護労働安定センター『平成 29 年度介護労働実態調査』年齢、性別は「不明」を除く。

表 68 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、施 設長、経営 者等割合(%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他		
特別養護老人ホーム	204	190	9	0	1	0	4	93.1	0.5
介護老人保健施設	62	48	10	1	1	0	2	77.4	3.2
介護療養型医療施設	3	2	0	0	0	0	1	66.7	0.0
認知症対応型共同生活介護	75	66	0	6	2	0	1	88.0	10.7
有料老人ホーム	112	78	4	8	9	7	6	69.6	21.4
(内数)住宅型有料老人ホーム	(68)	(40)	(2)	(8)	(7)	(7)	(4)	(58.8)	(32.4)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(44)	(38)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(86.4)	(4.5)
小規模多機能型居宅介護等	19	11	2	1	2	0	3	57.9	15.8
軽費老人ホーム	5	3	0	0	0	0	2	60.0	0.0
養護老人ホーム	6	4	0	0	0	0	2	66.7	0.0
老人短期入所施設	25	21	0	0	1	0	3	84.0	4.0
訪問介護等	20	17	0	3	0	0	0	85.0	15.0
通所介護等	39	22	2	7	0	1	7	56.4	20.5
居宅介護支援等	7	1	0	1	0	0	5	14.3	14.3
その他	15	9	0	1	2	1	2	60.0	26.7
合計	592	472	27	28	18	9	38	79.7	9.3

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 69 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=809)	人数	550	80	404	7	146
	割合(%)	68.0	9.9	49.9	0.9	18.0
要支援2 (n=978)	人数	670	135	468	9	171
	割合(%)	68.5	13.8	47.9	0.9	17.5
要介護1 (n=2,878)	人数	1,922	592	1,160	8	540
	割合(%)	66.8	20.6	40.3	0.3	18.8
要介護2 (n=2,604)	人数	1,692	620	941	12	454
	割合(%)	65.0	23.8	36.1	0.5	17.4
要介護3 (n=2,136)	人数	1,383	580	694	8	420
	割合(%)	64.7	27.2	32.5	0.4	19.7
要介護4 (n=1,494)	人数	880	480	421	8	360
	割合(%)	58.9	32.1	28.2	0.5	24.1
要介護5 (n=829)	人数	484	292	180	2	179
	割合(%)	58.4	35.2	21.7	0.2	21.6
合計 (N=11,728)	人数	7,581	2,779	4,268	54	2,270
	割合(%)	64.6	23.7	36.4	0.5	19.4

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の25人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 70 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	254	188	265	55	47	809
	割合(%)	31.4	23.2	32.8	6.8	5.8	100.0
要支援2	人数	336	188	331	60	63	978
	割合(%)	34.4	19.2	33.8	6.1	6.4	100.0
要介護1	人数	895	573	978	219	213	2,878
	割合(%)	31.1	19.9	34.0	7.6	7.4	100.0
要介護2	人数	823	545	863	200	173	2,604
	割合(%)	31.6	20.9	33.1	7.7	6.6	100.0
要介護3	人数	574	418	787	176	181	2,136
	割合(%)	26.9	19.6	36.8	8.2	8.5	100.0
要介護4	人数	403	279	538	141	133	1,494
	割合(%)	27.0	18.7	36.0	9.4	8.9	100.0
要介護5	人数	228	126	306	78	91	829
	割合(%)	27.5	15.2	36.9	9.4	11.0	100.0
合計	人数	3,513	2,317	4,068	929	901	11,728
	割合(%)	30.0	19.8	34.7	7.9	7.7	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の25人を除く。

表 71 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,709)	人数 4,061	798	2,559	41	935
	割合(%) 71.1	14.0	44.8	0.7	16.4
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,106)	人数 2,029	532	1,450	19	607
	割合(%) 65.3	17.1	46.7	0.6	19.5
認知症自立度Ⅱ (n=4,097)	人数 2,652	935	1,505	17	807
	割合(%) 64.7	22.8	36.7	0.4	19.7
認知症自立度Ⅲ以上 (n=3,999)	人数 2,569	1,184	1,129	17	738
	割合(%) 64.2	29.6	28.2	0.4	18.5
合計 (N=16,911)	人数 11,311	3,449	6,643	94	3,087
	割合(%) 66.9	20.4	39.3	0.6	18.3

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 72 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度(深刻度)					合計
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数 1,732	1,095	1,860	471	551	5,709
	割合(%) 30.3	19.2	32.6	8.3	9.7	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数 1,011	576	1,065	223	231	3,106
	割合(%) 32.5	18.5	34.3	7.2	7.4	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数 1,246	843	1,397	322	289	4,097
	割合(%) 30.4	20.6	34.1	7.9	7.1	100.0
認知症自立度Ⅲ以上	人数 1,078	774	1,453	358	336	3,999
	割合(%) 27.0	19.4	36.3	9.0	8.4	100.0
合計	人数 5,067	3,288	5,775	1,374	1,407	16,911
	割合(%) 30.0	19.4	34.1	8.1	8.3	100.0

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 73 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=441)	人数 302	65	209	7	80
	割合(%) 68.5	14.7	47.4	1.6	18.1
J (n=2,565)	人数 1,754	436	1,089	10	467
	割合(%) 68.4	17.0	42.5	0.4	18.2
A (n=4,789)	人数 3,228	1,007	1,773	16	846
	割合(%) 67.4	21.0	37.0	0.3	17.7
B (n=2,489)	人数 1,472	770	797	16	543
	割合(%) 59.1	30.9	32.0	0.6	21.8
C (n=849)	人数 428	371	188	5	212
	割合(%) 50.4	43.7	22.1	0.6	25.0
合計 (N=11,133)	人数 7,184	2,649	4,056	54	2,148
	割合(%) 64.5	23.8	36.4	0.5	19.3

(注) 介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 74 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
自立	人数	142	82	147	29	41	441
	割合(%)	32.2	18.6	33.3	6.6	9.3	100.0
J	人数	844	504	874	178	165	2,565
	割合(%)	32.9	19.6	34.1	6.9	6.4	100.0
A	人数	1,448	992	1,658	375	316	4,789
	割合(%)	30.2	20.7	34.6	7.8	6.6	100.0
B	人数	675	479	911	222	202	2,489
	割合(%)	27.1	19.2	36.6	8.9	8.1	100.0
C	人数	211	145	294	83	116	849
	割合(%)	24.9	17.1	34.6	9.8	13.7	100.0
合計	人数	3,320	2,202	3,884	887	840	11,133
	割合(%)	29.8	19.8	34.9	8.0	7.5	100.0

(注) 介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 75 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護専門 支援 職員	介護保険 事業所 職員	医療 従事者 機関	近隣 住民・ 知人	民生 委員	被 虐待 者	家 族・ 親 族	自 身 虐待 者	当 該 市 町 村 行 政 職 員	警 察	そ の 他
介護保険サービスを受け ている(n=9,522)	人数 5,551 割合(%) 58.3	1,179 12.4	326 3.4	260 2.7	169 1.8	345 3.6	595 6.2	138 1.4	398 4.2	611 6.4	644 6.8
過去受けていたが虐待判 断時点では受けていない (n=453)	人数 140 割合(%) 30.9	18 4.0	69 15.2	19 4.2	10 2.2	26 5.7	42 9.3	13 2.9	37 8.2	57 12.6	48 10.6
過去も含めて受けていな い(n=1,676)	人数 221 割合(%) 13.2	37 2.2	214 12.8	99 5.9	79 4.7	183 10.9	249 14.9	59 3.5	162 9.7	273 16.3	182 10.9
合計(n=11,651)	人数 5,912 割合(%) 50.7	1,234 10.6	609 5.2	378 3.2	258 2.2	554 4.8	886 7.6	210 1.8	597 5.1	941 8.1	874 7.5

表 76 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	被虐待者の保 護として虐待者 からの分離を 行った事例	被虐待者と虐 待者を分離して いない事例	現在対応につ いて検討・調整 中の事例	虐待判断時点 で既に分離状 態の事例(別 居、入院、入所 等)	その他	総計
介護保険サービスを受け ている	人数 2,747 割合(%) 28.8	5,153 54.1	331 3.5	1,110 11.7	181 1.9	9,522 100.0
過去受けていたが虐待判 断時点では受けていない	人数 147 割合(%) 32.5	158 34.9	20 4.4	111 24.5	17 3.8	453 100.0
過去も含めて受けていな い	人数 596 割合(%) 35.6	767 45.8	52 3.1	236 14.1	25 1.5	1,676 100.0
合計	人数 3,490 割合(%) 30.0	6,078 52.2	403 3.5	1,457 12.5	223 1.9	11,651 100.0

表 77 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度（深刻度）の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険サービスを受けている	人数	2,891	1,928	3,293	725	685	9,522
	割合(%)	30.4	20.2	34.6	7.6	7.2	100.0
過去受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	120	86	165	34	48	453
	割合(%)	26.5	19.0	36.4	7.5	10.6	100.0
過去も含めて受けていない	人数	470	290	588	169	159	1,676
	割合(%)	28.0	17.3	35.1	10.1	9.5	100.0
合計	人数	3,481	2,304	4,046	928	892	11,651
	割合(%)	29.9	19.8	34.7	8.0	7.7	100.0

表 78 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	2,775	986	62	13	1	3,837
	割合(%)	72.3	25.7	1.6	0.3	0.0	100.0
妻	人数	705	318	26	2		1,051
	割合(%)	67.1	30.3	2.5	0.2	0.0	100.0
息子	人数	3,365	2,498	934	57	8	6,862
	割合(%)	49.0	36.4	13.6	0.8	0.1	100.0
娘	人数	1,153	1,165	490	24	1	2,833
	割合(%)	40.7	41.1	17.3	0.8	0.0	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	22	339	37	4	1	403
	割合(%)	5.5	84.1	9.2	1.0	0.2	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	2	127	12	1		142
	割合(%)	1.4	89.4	8.5	0.7	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	175	71	77	1		324
	割合(%)	54.0	21.9	23.8	0.3	0.0	100.0
孫	人数	94	293	74	3		464
	割合(%)	20.3	63.1	15.9	0.6	0.0	100.0
その他	人数	242	116	244	20	1	623
	割合(%)	38.8	18.6	39.2	3.2	0.2	100.0
不明	人数	1	3	5	1	1	11
	割合(%)	9.1	27.3	45.5	9.1	9.1	100.0
複数虐待者	人数	329	497	134	28		988
	割合(%)	33.3	50.3	13.6	2.8	0.0	100.0
合計	人数	8,863	6,413	2,095	154	13	17,538
	割合(%)	50.5	36.6	11.9	0.9	0.1	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者から見たものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 79 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢					
		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
夫	人数	0	1	14	51	346	641
	割合(%)	0.0	0.0	0.4	1.3	8.8	16.3
妻	人数	2	14	55	58	178	232
	割合(%)	0.2	1.2	4.6	4.9	15.0	19.5
息子	人数	591	2,132	2,780	854	528	153
	割合(%)	7.8	28.3	36.9	11.3	7.0	2.0
娘	人数	246	877	1,204	329	209	71
	割合(%)	7.6	27.0	37.0	10.1	6.4	2.2
その他	人数	641	333	458	209	298	218
	割合(%)	23.3	12.1	16.6	7.6	10.8	7.9
合計	人数	1,480	3,357	4,511	1,501	1,559	1,315
	割合(%)	7.9	18.0	24.2	8.0	8.4	7.0

虐待者続柄		虐待者の年齢					合計
		75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	
夫	人数	1,009	1,030	581	178	92	3,943
	割合(%)	25.6	26.1	14.7	4.5	2.3	100.0
妻	人数	299	229	73	6	42	1,188
	割合(%)	25.2	19.3	6.1	0.5	3.5	100.0
息子	人数	25	8	4	1	454	7,530
	割合(%)	0.3	0.1	0.1	0.0	6.0	100.0
娘	人数	15	5	3		292	3,251
	割合(%)	0.5	0.2	0.1	0.0	9.0	100.0
その他	人数	128	79	33	13	343	2,754
	割合(%)	4.6	2.9	1.2	0.5	12.5	100.0
合計	人数	1,477	1,351	694	198	1,223	18,666
	割合(%)	7.9	7.2	3.7	1.1	6.6	100.0

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 80 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化等	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や視聴ソオン広報誌等による、住民への啓発活動 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フル一図等の作成 地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知

②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の3グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組み合わせにより、次の8グループに分類した。

- G 1 : 取組項目の3グループのすべてが平均以下のグループ
- G 2 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G 3 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ
- G 4 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G 5 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G 6 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ
- G 7 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G 8 : 取組項目の3グループのすべてが平均以上のグループ

表 81 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比 (%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化等	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口 (平均値)	高齢化率 (平均値) (%)	地域包括あたり高齢者人口 (平均値)
G1 (すべて平均以下)	350	20.1	▼	▼	▼	21,491人	34.8	4,612人
G2	124	7.1	▼	▼	△	21,433人	35.8	5,569人
G3	123	7.1	▼	△	▼	22,050人	34.4	4,733人
G4	70	4.0	▼	△	△	34,431人	35.1	4,476人
G5	125	7.2	△	▼	▼	58,691人	34.5	8,492人
G6	213	12.2	△	▼	△	108,018人	32.8	7,550人
G7	118	6.8	△	△	▼	70,273人	31.2	6,941人
G8 (すべて平均以上)	618	35.5	△	△	△	118,719人	32.1	8,829人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組み項目が市町村全体の平均値以下をさす。

③取組の8グループと相談・通報件数の関係

取組の8グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 82 8グループにおける相談・通報件数の状況

		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数 中央値未満	通報あり・件数 中央値以上	
G1	市町村数	132	99	119	350
	割合(%)	37.7	28.3	34.0	100.0
G2	市町村数	42	41	41	124
	割合(%)	33.9	33.1	33.1	100.0
G3	市町村数	39	32	52	123
	割合(%)	31.7	26.0	42.3	100.0
G4	市町村数	33	18	19	70
	割合(%)	47.1	25.7	27.1	100.0
G5	市町村数	11	50	64	125
	割合(%)	8.8	40.0	51.2	100.0
G6	市町村数	28	67	118	213
	割合(%)	13.1	31.5	55.4	100.0
G7	市町村数	14	35	69	118
	割合(%)	11.9	29.7	58.5	100.0
G8	市町村数	52	177	389	618
	割合(%)	8.4	28.6	62.9	100.0
合計	市町村数	351	519	871	1,741
	割合(%)	20.2	29.8	50.0	100.0

④取組の8グループと虐待判断件数の関係

取組の8グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待判断件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 83 8グループにおける虐待判断件数の状況

		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数 中央値以上	
G1	市町村数	169	57	124	350
	割合(%)	48.3	16.3	35.4	100.0
G2	市町村数	55	23	46	124
	割合(%)	44.4	18.5	37.1	100.0
G3	市町村数	52	24	47	123
	割合(%)	42.3	19.5	38.2	100.0
G4	市町村数	37	15	18	70
	割合(%)	52.9	21.4	25.7	100.0
G5	市町村数	26	40	59	125
	割合(%)	20.8	32.0	47.2	100.0
G6	市町村数	48	51	114	213
	割合(%)	22.5	23.9	53.5	100.0
G7	市町村数	29	20	69	118
	割合(%)	24.6	16.9	58.5	100.0
G8	市町村数	88	136	394	618
	割合(%)	14.2	22.0	63.8	100.0
合計	市町村数	504	366	871	1,741
	割合(%)	28.9	21.0	50.0	100.0